

高齢者の見守り事業について

1. 事業の背景

本町の65歳以上の高齢者の割合は22.3%（R2.4.1現在）で10年前の19.3%から年々高齢化が進んでいる。また核家族化より独居高齢者及び高齢者のみ世帯が増加している。

独居高齢者の状況（R2.4.1時点）は高齢者数3,517人に対し562名（16.0%）を占めている。また、平成27年国勢調査の「65歳以上人口に占める一人暮らし高齢者の割合」において、**本町は男性13.2%（県内3位）、女性17.2%（県内17位）、総数15.4%（県内9位）**と、県内でも独居高齢者の割合が高い結果である。

また、高齢者福祉行政において強化すべき取組に関する住民調査では、「一人暮らし高齢者等の見守り活動」に対するニーズが高い状況（参考資料1参照）であり、高齢者の見守り体制の構築が必要である。

2. 独居高齢者世帯の懸念事項

高齢者個人への影響	社会への影響
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や体調不良が生じても、他者から気づかれずに重症化 ・生活意欲の低下 ・孤立化 ・孤独死 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症により生活が維持できず近所トラブルへ発展 ・高齢者による犯罪の増加 ・消費者契約のトラブル 等

3. 独居等の見守りが必要な高齢者支援の課題

課題	日頃の見守り体制を構築するための関係機関との情報共有	急病等により緊急搬送をされた場合に備えた緊急連絡先及び医療情報の把握
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立化を防ぐため地域の関係機関と連携し、高齢者の単身世帯への見回り、声掛け等の見守り体制の構築が必要だが、本人の同意なく個人情報共有をすることでトラブルへ発展する懸念がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者が急病により緊急搬送された場合、搬送先の病院から町へ緊急連絡先や既往歴等の問い合わせが入ることがあるが、不明な場合、医療機関は診療方針等の判断ができず迅速な対応が困難。 ・町も親族の連絡先が不明な場合は、入院や死亡等の連絡ができず、必要な支援等に繋げることが困難 ・親族が不明な独居高齢者が死亡した場合、福祉課から戸籍をたどり親族の調査を行うが、時間を要する。
対応策	支援を受ける側及び支援する側が安心・安全に個人情報を取り扱うことができるよう、 <u>個人情報取り扱いの同意を得たうえでの連携体制の構築</u>	<u>独居高齢者の緊急連絡先や医療情報（既往歴等）の情報を、町に登録し、</u> 緊急時に関係機関と情報共有できる体制の構築

4. 新規事業「豊山町ひとり暮らし高齢者等登録事業」

(1) 概要及び目的

「日頃からの見守り」「急病等の緊急事態の連携」が必要な独居高齢者世帯等の緊急連絡先・医療情報・介護サービス等の内容の登録制度を開始し、本人の同意のもと日頃の見守り及び急病等の緊急事態において関係機関と協力することにより、住み慣れた地域での在宅生活を支援し、高齢者が安全・安心して生活できる地域づくりの促進を図ることを目的とする。

(2) 対象者（以下のいずれかに該当）

条件	備考
町に在住する65歳以上の独居高齢者	家屋のある敷地内に親族がいる場合や高齢者施設入居者は対象外
65歳以上の者のみで構成される世帯	高齢者夫婦世帯は配偶者が認知症を罹患している場合があり適切な判断が困難であるため対象に含む
その他、登録を希望する高齢者	子どもと同居しているが、その者が障がい者（手帳所有必要）である場合、緊急時対応が困難であるため対象に含む

(3) 登録方法

年齢区分	65～74歳	75歳以上
周知方法	広報、医療機関、老人クラブ、シルバー人材センター、出前講座等で周知	地域包括支援センターが送付するフレイルチェックアンケートに、事業説明文を送信し登録希望の有無を確認
登録方法	窓口申請し登録票を申請	希望有の方へ包括職員が面接し登録手続き実施

○登録状況 8月23日時点 57名

(4) 関係機関との情報共有方法

関係機関区分	情報共有方法
民生委員	登録者情報を記載した名簿を毎月の定例会で担当地域の民生委員へ配布
社会福祉協議会	一月毎に、登録者の名簿を渡す
警察署・消防署	救急搬送などの緊急時に問い合わせがあった場合に情報提供する
近隣住民・自治会	隣近所の住民へ外観からできる見守りを依頼（外灯や電気の点灯及び消灯・カーテンの開閉の有無など）

5. 添付資料

事業周知チラシ